

新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力のお願い

新潟県

令和2年5月15日 策定

令和2年5月27日 改定

1 まん延防止のための協力の依頼等について 【改定】

- 政府のコロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定を踏まえ、「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物の開催制限等を段階的に緩和します。
 - 県民、事業者・団体等の皆様におかれては、手洗いや人と人との距離の確保等の基本的な感染防止対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着の取組をお願いいたします。
- ※ 「新しい生活様式」については、別添の「新しい生活様式の実践例」等も参考にしてください。

2 外出の自粛、催物の開催制限等の段階的な緩和の流れ等について 【新規】

- **移行期間の設定**
令和2年5月27日から令和2年7月31日まで
- **段階的な緩和の実施**
上記移行期間中、下図のとおり、4ステップに分け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催の制限等を、段階的に緩和していきます。（注1、注2）

【図】

5/27～5/31	6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
ステップ①	ステップ②	ステップ③	ステップ④	→ 移行期間 経過後

（注1）ただし、感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、対応を再検討することがあります。

（注2）各ステップで段階的に緩和していく内容や前提の具体等については、次ページ以降を参照願います。

(1) 県民の皆様に対する外出自粛の段階的な緩和等について 【改定】

	移行期間 →				移行期間後
	ステップ① 5/27～5/31	ステップ② 6/1～6/18	ステップ③ 6/19～7/9	ステップ④ 7/10～7/31	8/1～ を目途
県をまたぐ移動の自粛	△ 不要不急の移動 は厳に控えて	△ 5都道県(注1)と の移動は慎重に	○		
クラスター発生施設 (カラオケ・スポーツジム、 バー・運動施設等) ※感染拡大予防ガイドライン がある業種等	△ 極力慎重に判断	○ 事業者等において、人数管理・感染防止策を徹底し、感染拡大予防 ガイドライン等が遵守されることが前提			
クラスター発生施設 (接待を伴う飲食業、 ライブハウス等) ※現段階で、一定の安全性 を確保することが難しいと 考えられる業種 (注2)	△ 極力慎重に判断		○ 事業者等において、人数管理・感染防止策を徹底 し、国が示す予定のガイドライン等(注2)が遵守され ることが前提		

(注1) 5都道県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

(注2) 国において、6/18までに感染防止策を示す予定

- 再度、感染の拡大等が認められた場合には、厳しい行動変容の要請などを行う場合があります。
- 県外から来られた方に、2週間程度の外出自粛をお願いしてきましたが、今後は、これに代え、体温測定等の健康観察の徹底をお願いいたします。

(2) 施設の使用制限の解除等の前提について 【改定】

- 施設の使用制限は、事業者等の感染防止策の徹底等を前提として、令和2年5月15日に解除しています。
- 前提となる「事業者の感染防止策の徹底等」は、以下のとおりです。
 - ・ 業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置等の感染拡大防止策を最大限講じること。
 - ・ 接待を伴う飲食業やライブハウス等、現段階で、一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、別紙「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等を参考に、対策を徹底するとともに、今後、国が6月18日までに示す予定としているガイドライン等を踏まえ、感染拡大予防策を最大限講じること。
- なお、再度、感染拡大の兆候やクラスターの発生等が認められた場合は、施設の使用制限等の要請などを行う場合があります。

(3) 観光振興の取組の段階的な緩和について 【新規】

	移行期間 →				移行期間後
	ステップ① 5/27～5/31	ステップ② 6/1～6/18	ステップ③ 6/19～7/9	ステップ④ 7/10～7/31	8/1～ を目途
観光振興の取組	△ 県内から徐々に 観光地では人との間隔を確保		△ 県をまたぐものを含めて徐々に 観光地では人との間隔を確保		○

(4) 催物・イベントの開催等の段階的な緩和について 【改定】

(注)	移行期間 →				移行期間後
	ステップ① 5/27～5/31	ステップ① 6/1～6/18	ステップ② 6/19～7/9	ステップ③ 7/10～7/31	8/1～ を目途
コンサート等	○ 100人（屋外200人）又は収容定員の50% のいずれか小さい方 以下の場合には慎重に対応 ・密閉空間で大声を発するもの ・人との間隔を十分確保できないもの など ・管楽器にも注意	○ 1000人又は収容定員の 50%のいずれか小さい方 ・慎重な対応を要するも のは左欄と同じ	○ 5000人又は収容定員の 50%のいずれか小さい方 ・密閉空間で大声を発す るもの等は、厳格なガイド ラインによる対応	○ 収容定員の50% ・密閉空間で大声を発 するもの等は、厳格な ガイドラインによる対応	○ 収容定員の50% ・慎重な対応を要する ものは左欄と同じ
展示会等	○ 100人又は収容定員の50%のいずれか小さい方 ・入場制限等により、人と人の間隔を十分確保 できないもの等は慎重な対応	○ 1000人又は収容定員の 50%のいずれか小さい方 ・慎重な対応を要するも のは左欄と同じ	○ 5000人又は収容定員の 50%のいずれか小さい方 ・慎重な対応を要するも のは左欄と同じ	○ 収容定員の50% ・慎重な対応を要する ものは左欄と同じ	○ 収容定員の50% ・感染対策の徹底 ・試合中・前後の 選手・観客等の 行動管理
プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	×	×	○ 無観客（ネット中継等） ・感染対策の徹底 ・試合中・前後の選手等 の行動管理	○ 5000人又は収容定員の 50%のいずれか小さい方 ・感染対策の徹底 ・試合中・前後の選手・ 観客等の行動管理	○ 収容定員の50% ・感染対策の徹底 ・試合中・前後の 選手・観客等の 行動管理
お祭り・野外フェス等 (全国的・広域的)	×	×	×	×	△ 十分な間隔 (できれば2m) ・感染状況を踏まえ判断
お祭り・野外フェス等 (地域の行事)	△ 100人（屋外200人）又は収容定員の50% のいずれか小さい方 ・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理 できるものは可	○ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理 できるものは可	○ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理 できるものは可	○ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理 できるものは可	○ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理 できるものは可

(注) 各イベント共通：上記表のほか、次ページ「催物（イベント等）の開催の段階的な緩和に係る留意事項」に注意すること。

< 催物（イベント等）の開催の段階的な緩和に係る留意事項 >

1 催物開催に係る段階的緩和の考え方

「新しい生活様式」や 業種ごとに策定されるガイドライン に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和するものです。

2 催物（イベント等）共通の留意事項

- 適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場、所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策 等）を実施してください。
- イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等は、こうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知してください。
- イベント主催者が、イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行ってください。
- 前頁の上限人数に満たないイベントであっても、形態や場所によってリスクが異なることに十分留意してください。（例：密閉空間での大声の発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等）
- イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておいてください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより徹底にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ために手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 発熱や風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて早く済ませます
- サンダルなど履き足への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えるために
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オファイスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

【別紙】